

# 知的障がい者福祉制度の概要

(障がいの程度や範囲によっては該当しないものもあります。)  
市障がい福祉課 市役所2階23番窓口 電話839-2333 FAX821-0086 Eメール: syoufuku@city.takamatsu.lg.jp

令和3年4月1日現在 高松市

援護の種類	対象障がいの程度	対象		内容等	手続に必要なもの			取扱・相談窓口	「障がい者ガイドブック」掲載ページ					
		療育手帳			手帳	印鑑	(注1)個人番号			その他				
		18歳未満	18歳以上											
手当・年金・保険	特別障害者手当	㉠程度	20歳以上	日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者	○		○	市障がい福祉課[生活支援係]	P4					
	障害児福祉手当	㉠程度	20歳未満	日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児	○		○	市障がい福祉課[生活支援係]						
	特別児童扶養手当	㉠ A ㉡ Bの一部	20歳未満	20歳未満の児童を養育する父、母又は養育者に支給。	○		○	戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)等 上記のほか医師の診断書	市こども家庭課[こども福祉係] (839-2353・市役所6階26番窓口)					
	児童扶養手当	配偶者が概ね㉠ A		18歳に達した年度末までの児童を養育する父、母又は養育者に支給。	○		○	医師の診断書、戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)等						
	障害基礎年金	1級・2級(年金の区分)		療育手帳の等級区分とは異なる場合あり	20歳以上			障害基礎年金の請求には一定の納付要件あり。また、65歳までに障害基礎年金の1~2級に該当していないと請求できない。	○	年金手帳 窓口に御相談ください。	市市民課[国民年金係] (839-2322・市役所1階6番窓口)	P5		
	●障害児福祉金	㉠ A ㉡			20歳未満			高松市に居住1年以上の方	○	○	振込口座(普通預金)の確認できるもの	市障がい福祉課[生活支援係]		
	●在宅障害者介護見舞金	㉠ A			20歳以上			医師又は介護支援専門員の証明により日常生活活動等が困難と認められる者を介護する方。障がい者、介護者ともに高松市に居住1年以上の方。	○	○	医師又は介護支援専門員の証明、介護する方の振込口座(普通預金)の確認できるもの	市障がい福祉課[生活支援係]	P6	
	心身障害者扶養共済制度	全			○			保護者の年齢により掛金にランクあり(65歳未満)	○	○	窓口に御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]		
●心身障害者扶養共済制度掛金助成	全			○			1口目の掛金の一部助成・所得制限あり	○	○	窓口に御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]			
医療	障害者(児)医療費支給	全		○			医療費自己負担分の助成(平成20年8月からは、年齢制限・所得制限あり。)	○		○	窓口に御相談ください。	市障がい福祉課[医療係]	P8	
	ひとり親家庭等医療	配偶者が㉠ A					18歳に達した年度末まで(一部、20歳未満)の児童とその児童を養育する父又は母の医療費自己負担分の助成(所得制限あり)	○		○	戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)、健康保険証等	市こども家庭課[こども医療係] (839-2353・市役所6階26番窓口)		
	後期高齢者医療制度への加入	㉠ A	65歳以上75歳未満				後期高齢者医療制度に加入することもできる。	○	○	○	窓口に御相談ください。	市国保・高齢者医療課 (839-2315・市役所1階9番窓口)	P8	
交通	JR運賃の割引	全		○	割引		本人単独の利用は片道100kmを超える場合のみ	○			詳細は、各事業者に御確認ください。	乗車券購入時に手帳を提示し、割引内容について御確認ください。		
	バス・電車運賃の割引	全		○			第1種(㉠ A): 本人及び介護者1名割引 第2種(㉡ B): 本人のみ割引	○			詳細は、各事業者に御確認ください。			
	航空旅客運賃(国内)の割引	全		満12歳以上				介護者とともに、又は単独で利用する場合に、当該障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。	○			詳細は、各事業者に御確認ください。	航空券購入時に手帳を提示	
	船舶旅客運賃の割引	全			○			第1種(㉠ A): 本人及び介護者1名割引 第2種(㉡ B): 本人のみ割引	○			詳細は、各事業者に御確認ください。	事業所により相違する場合がありますので御確認ください。	
	タクシ－運賃の割引	全			○			手帳の交付を受けている全ての方 1割引	○				乗車時に手帳を提示	
	●福祉タクシ－の助成	㉠ A			○			㉠は年間40枚 Aは年間25枚 ※本人が18歳以上: 本人及び配偶者が非課税であること 本人が18歳未満: 所得制限なし	○	○		代理申請の場合は、代理の方の身分証明書の提示が必要。	市障がい福祉課[生活支援係]	
	有料道路通行料金の割引	㉠ A			○			営業車等は不可	○			車検証(原本) ETCカード(20歳以上は障がい者名義)及びETC車載器セットアップ申込書・証明書等(ETC利用のみ)	市障がい福祉課[管理係]	
	かがわ思いやり駐車場制度	㉠ A			○			公共的施設に設置されている、障害者等用駐車場を適正に利用するため、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付する。	○			代理申請の場合は、代理の方の身分証明書の提示が必要。	香川県健康福祉総務課 (832-3280)	P10
駐車禁止規制の適用除外	㉠ A			○			歩行困難な方が利用する自動車に対し、駐車禁止除外指定標章を交付し、駐車を認める。(公安委員会が認めた方が対象)	○	○		あらかじめ窓口に御相談ください。	最寄の警察署の交通課		
税金	所得税・個人住民税の所得控除	全		○			障害者控除は㉡ B 特別障害者控除は㉠ A	○	○	○		所得税…税務署(861-4121)、勤務先 個人住民税…市市民税課 (839-2233・市役所2階15番窓口)	P11	
	自動車税(種別割)又は自動車税(環境性能割・(軽・普通)(県税))・軽自動車税(種別割)の減免	同一生計者又は常時介護者が通院等で運転送迎する場合(市障がい福祉課で証明書発行)			○		本人名義又は同一生計者の名義で、同一生計者が運転。常時介護者は、単身又は障がいのある方の方の世帯に属する知的障害のある方を常時介護する者に限る。	○				運転免許証、証明願、通院通学等証明書又は民生委員の申出書等。常時介護者の場合は、自動車運行計画書、常時介護者の誓約書が必要。令和3年度減免は、県税事務所は4月1日~納期限5日前、市民税課は4月1日~5月31日。	自動車税(種別割)は、県税事務所(806-0314) 自動車税(環境性能割)は、県税事務所(881-3858) 軽自動車税(環境性能割)は、全国軽自動車協会連合会香川事務所(870-6657) 軽自動車税(種別割)は、市市民税課[法人係] (839-2233・市役所2階14番窓口) 市福祉事務所長の証明が必要 - 市障がい福祉課[生活支援係]	P11-12
	相続税の控除	全		○			障がいの程度、年齢に応じて税額が減額。	○	○	○		税務署 (861-4121)	P12	

●印は高松市独自の事業

(注1) マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類が必要です。代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の身元が確認できる書類が必要です。

(裏面も御覧ください)

# 知的障がい者福祉制度の概要

(障がいの程度や範囲によっては該当しないものもあります。)  
市障がい福祉課 市役所2階23番窓口 電話839-2333 FAX821-0086

Eメール: syoufuku@city.takamatsu.lg.jp  
令和3年4月1日現在 高松市

援護の種類	対象障がいの程度	対象		内容等	手続に必要なもの			取扱・相談窓口	「障がい者ガイドブック」掲載ページ			
		18歳			手帳	印鑑	(注1)個人番号			その他		
		未満	以上									
公共料金等	NHK放送受信料の免除	全額免除	○	市民税非課税世帯	○	○	市福祉事務所長の証明書が必要	NHK高松放送局(825-0150) 市障がい福祉課[管理係]	P13			
		半額免除	㉠A	世帯主かつ受信契約者								
	NTT電話番号の無料案内(ふれあい案内)	全	○	事前登録が必要。			窓口に御相談ください。	NTT西日本ふれあい案内担当(0120-104-174)				
	郵便はがき(20枚)贈呈	㉠A	○	年1回(詳細は、お近くの郵便局に、お問い合わせください。)	○	○	(郵便請求でもよい)	郵便局				
	携帯電話基本料等の割引	全	○	詳細は、各携帯電話会社に御確認ください。			会社によって制度がないところがあります。	各携帯電話会社				
入園料等の減免	全	○	栗林公園・玉藻公園・香川県文化会館・美術館・市営プール等	○			各施設の受付で手帳を提示					
在宅支援	日常生活用具の給付	㉠A	○	日常生活用具の種類による制限及び所得制限あり	○	○	○	見積書、カタログ等	市障がい福祉課[生活支援係]	P14-15		
	●住宅改造助成	㉠Aで常時介護を要する方	○	高松市に居住1年以上の方で、生活保護世帯・市民税非課税世帯 認定工事費×3/4・上限75万円	○	○		工事着手前に御相談ください。	市障がい福祉課[生活支援係]	P16		
	在宅重度障害者訪問診査	㉠A程度	○	歩行困難等のため、香川県障害福祉相談所に出向くことが困難な在宅の重度の心身に障がいのある方。ただし、地理的条件により受診が困難な場合に限りです。	○			窓口に御相談ください。	市障がい福祉課[医療係]			
	●障がい者(児)紙おむつの給付	㉠	3歳以上	所得制限あり	○	○		寝たきり6か月以上の証明	市障がい福祉課[生活支援係]	P17		
その他の支援	障がい児保育		○	0歳～就学前児童が対象	○	○		窓口に御相談ください。	市こども保育教育課(839-2358・市役所6階25番窓口)	P20		
	公営住宅入居時の所得要件緩和	全	○	収入基準等の緩和。申込住宅の種類によって、障がいの種類や程度、範囲が異なる場合がある。	○	○	○	窓口に御相談ください。	市市営住宅課(839-2541・市役所7階)、市市営住宅管理センター(802-3660・市役所7階)、県住宅課分室(832-3587)	P21		
	生活福祉資金の貸付	全	○	福祉資金(福祉費)	○	○		窓口に御相談ください。	自立相談支援センターたかまつ(高松市社会福祉協議会分室)(802-1081)			
障害福祉サービス等	介護給付	居宅介護・行動援護・短期入所等	全	○	障害福祉サービス等の支給申請が必要 ※サービスの種類によっては、一定の要件が必要な場合があります。	○	○	○	窓口に御相談ください。	市障がい福祉課[認定係]	P22-23	
		児童発達支援・放課後等デイサービス等	全	○		○	○	○				
		施設入所支援	全	○		○	○	○				
	訓練等給付	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援等	全	○		○	○	○				○
		共同生活援助	全	○		○	○	○				○
		地域生活支援	全	○		○	○	○				○
	児童福祉施設(入所)	全	○	川部みどり園 ほか		○	○					窓口に御相談ください。
相談・指導等	知的障害者相談支援事業	知的障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、相談支援専門員が在宅福祉サービスの利用援助や介護相談及び情報の提供など、各種支援、援助を行います。			地域生活支援センターこだま(木太町) 電話802-2660 FAX802-2661 障害者相談支援センターりゅうらん(仏生山町) 電話815-5266 FAX815-5267			月～金曜日、第2土・日曜日 午前9時～午後5時 (※年末年始・祝日・お盆を除く) 月～金曜日、第4土・日曜日 午前9時～午後5時 (※年末年始・祝日を除く)		P25		
	障害者相談員	全	○	市内に住んでいる知的障害者相談員に様々な相談ができます。					特定非営利活動法人 高松市知的障害児者ネットワークみんなの広場(880-3041)			
	成年後見制度利用支援	全	20歳以上	身寄りがいない方で、親族による法定後見の開始の審判が期待できない方。	○			窓口に御相談ください。	65歳未満:市障がい福祉課[管理係] 65歳以上:市地域包括支援センター(839-2811)			
	療育相談	全	○	療育の相談	○				香川県障害福祉相談所(867-2696)			
	訪問療育指導	㉠A+身障	○	診療、生活、環境指導	○	○		窓口に御相談ください。	香川県障害福祉相談所(867-2696)	P26		
	障がい児(生活・環境・処遇)相談			随時					香川県障害福祉相談所(867-2696)			
障がい児の早期発見・相談			乳幼児健診、その他随時					市健康づくり推進課(839-2363)				
その他	10月1日「障害児を守る日」を中心とした行事の参加							窓口に御相談ください。	障害者を守る会事務局(市障がい福祉課[生活支援係])	P27		
関係団体	障害児(者)育成会、高松市知的障害児者ネットワーク、障害者を守る会 他								それぞれの団体、市障がい福祉課[生活支援係]	P27		

●印は高松市独自の事業

(注1) マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類が必要です。代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の身元が確認できる書類が必要です。

(裏面も御覧ください)